

令和4年度 京都大学 CF プロジェクト奨学金（在学採用） 募集要項

CF プロジェクト：Create the Future Project

1. 趣旨・目的

京都大学 CF プロジェクトは、建築家の安藤忠雄氏、株式会社ニトリホールディングス会長の似鳥昭雄氏をはじめとする方々の御賛同とご支援をいただき、立ち上がったプロジェクトです。

CF プロジェクトでは、民間からの寄附金による人材育成基金により、京都大学での多様な分野の優秀な次世代研究者の育成を支援していきます。向学心に富み強い創造心や研究意欲をもつ学生が、経済的理由などでその志を途中であきらめなくてすむようにすることが、CF プロジェクトの目的です。

2. 出願資格等

次の（１）から（３）を満たす者

- （１）本学の正規の教育課程に在籍の者。
- （２）学業優秀である者。学業基準は別表のとおり（２頁目参照）。
- （３）日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。または、日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。

ただし、次に該当する者は申請できません。

- ・ 日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として研究奨励金の支給を受けている者。なお、特別研究員に申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、特別研究員に採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 科学技術振興機構（JST）科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業に採用されている者。なお、同プログラムに申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 科学技術振興機構（JST）次世代研究者挑戦的研究プログラム（京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採用されている者。なお、同プログラムに申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 申請時に休学している者（ただし、休学理由が留学の者を除く）。
- ・ 出願時または出願にかかる学期の開始前６ヶ月以内に京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む）の規定による懲戒処分を受けている者及び処分中の者。

なお、出願後、本奨学金の支給決定までの間に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

在留資格に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の学生は、在留資格等によって申し込みができない場合があります。

出願の際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。※1

＜申し込みが可能な在留資格＞

法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

※1 法定特別永住者及び永住者の者は、在留期間が記載されている書類の提出は必要ありません。

学業基準

＜別 表＞

区 分	基 準
学 部	前年度までの修得単位数が所属学部標準修得単位数以上、かつ次の計算式を満たすこと $\{ (\text{優} + \text{合格}) \times 3 + \text{良} \times 2 + \text{可} \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{ (A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$
大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が次の計算式を満たすこと $\{ (\text{優} + \text{合格}) \times 3 + \text{良} \times 2 + \text{可} \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{ (A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1 \} \div (\text{全修得単位数} \times 3) \times 100 \geq 75$

※学力基準の計算式では「単位数」を計算してください。科目数ではありません。

※教職に関する単位及び編入学の場合の「認定」は計算しません。

新入生（大学院）は、後期の成績の載った成績証明書を後日提出してください。

学部学生の前年度までの成績は、所属学部奨学掛から照会します。

3. 奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額及び支給期間は以下のとおりです。

区 分	出願対象学年	支給額、 支援期間	募集枠、 採用予定者数
4年制の学部学生 支援期間：3、4年次	学部3年次在籍者に限る	月額：5万円 年額：60万円 期間：2年間	ニトリ chair (35名程度)
6年制の学部学生 支援期間：4～6年次	学部4年次在籍者に限る	月額：5万円 年額：60万円 期間：3年間	
修士※1・専門職学位課程学生※2	大学院（修士・専門職学位課程） 1年次在籍者に限る	月額：10万円 年額：120万円 期間：最短修業 年限まで	ニトリ chair (11名程度) 安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair(12名程度)

博士後期課程学生・博士課程学生（4年）・一貫制博士課程学生（3年次以上）	博士後期課程、博士課程1年次在籍者に限る、一貫制博士課程においては、博士後期課程の第1年次に相当する年次の在籍者に限る	月額：10万円 年額：120万円 期間：最短修業年限まで	安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair (6名程度)
--------------------------------------	---	------------------------------------	--------------------------------------

※1 修士課程には、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館）の1年次に在籍の者を含みます。なお、この場合の支給期間は一貫制博士課程の1年次・2年次となります。

なお、一貫制博士課程の学生が、3年次以降も本奨学金を希望する場合は、改めて一貫制博士課程学生（3年次以上）を対象とする区分に申請する必要があります。

※2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）を法学既修者として入学した者は、法科大学院2年次に配属されますが、1年次に相当する者として出願することができます。

4. 申請から採用内定までの流れ

申込方法

希望者は、(1)「民間奨学金等申請システム」によるウェブ申請、および(2)申込書類の提出（「民間奨学金等申請システム」で作成した「地方公共団体・民間団体奨学金申込書」および必要書類）によって申込み手続きを行ってください（片方の手順のみでは申込は完了しません）。

(1)「民間奨学金等申請システム」によるウェブ申請

ウェブ申請期間：令和4年4月28日（木）～5月19日（木）

※KULASIS（京都大学教務情報システム）のトップ画面－（画面右下）リンク集「民間奨学金等申請システム」を選択してください。

(2) 提出書類

提出期間：令和4年4月28日（木）～5月20日（金）17:00 まで（時間厳守・郵送必着）

郵送可（郵送の場合は、レターバックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法で【問い合わせ先、申請窓口】に記載の住所へ郵送してください）

必要書類	対象者	注意事項
①地方公共団体・民間団体奨学金申込書	全員	※ <u>両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）</u>
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書	全員	令和3年度（源泉徴収票、確定申告書等）p.6～の別紙を必ず読むこと
③家計支持者（父母）の市区町村県民税課税証明書または所得証明書、非課税証明書	全員	令和3年度（令和2年分）課税（非課税）が記載されていること ※ 無職でも必要
④学業成績証明書	大学院生	下位課程（修士の場合は学部、博士後期等の区分に申請する場合は学部・修士の際の成績証明書）

⑤身体障害者手帳等の写し	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑥被災（り災）証明書の写し	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合

※学部学生の成績証明書については、現所属学部より成績情報を取得します。

※①～④に不備・不足がある場合は、一切受け付けません。なお、⑤、⑥に不備・不足がある場合は、該当なしとみなします。また、書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は受け付けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出してください。

注）1. 大学院生の独立生計は認められません。（原則、父母等の収入で申請してください。ただし、父母等の年収より大学院生本人及び配偶者の年収が上回る場合等は、別途、奨学掛ま
でご相談ください。）

2. 申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。

3. 申込時に不備がある場合は、原則受け付けませんが、提出期間中に不備を解消できた場合は、受け付けることがあります。

（3）奨学生採用決定

令和4年6月下旬頃に採用内定者を決定のうえ通知予定です。

5. 採用後の手続き等

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に毎月振込予定です。採用決定月までの奨学金（4月～6月分）は、当該年度初回振込時（6月下旬を予定）にまとめて支給予定です。

なお、京都大学が主催する報告会（年1回を予定）へは必ず参加してください。

※適格認定（家計及び学力）について

本奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、学力基準及び家計基準に関する判定を行い、基準を満たさない場合、支援を打ち切ります。

適格認定における基準は、採用時の家計基準及び学力基準と同じです。

6. 注意事項

（1）他奨学金との併給は可能です（ただし、併給不可の他奨学金を受給中の場合は除きます）。

（2）本学が主催する報告会（年1回を予定）等のイベントには参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。

（3）休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口にただちに申し出てください。

（4）奨学金振込後に休学した場合は、休学期間の月額に相当する奨学金支給を返納してもらうことがあります（支援休止）。ただし、休学の理由が留学の場合は、この限りではありません。また、支援休止の場合、支援期間内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

（5）次の場合は、受給資格を失います。

- ① 本奨学金の支援期間中に日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として採用された場合
- ② 本奨学金の支援期間中に科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業に採用された場合
- ③ 本奨学金の支援期間中に次世代研究者挑戦的研究プログラム（京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採用された場合
- ④ 退学等により学籍を失った場合
- ⑤ 適格認定（家計及び学力）において、家計及び学力の認定基準を満たさない場合
- ⑥ 京都大学通則第 32 条第 1 項（第 53 条及び第 53 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けた場合
- ⑦ その他奨学生として不適当であると認められる場合

※①～③に該当した場合は、直ちに学生課奨学掛まで申し出ること。

（6）提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。

【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

住所：〒606-8501

京都市左京区吉田本町（総合研究 10 号館）

Tel: 075-753-2495

E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所: 本部構内総合研究 10 号館 1 階 ※●印の位置

【別紙】申込書類における証明書

書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

【家計支持者（父母等）の収入に関する証明書】

下表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（コピー可）を提出のうえ、証明書の金額を申込書の「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください。

（※令和4年分の収入見込で選考を行うため、令和3年分の収入証明書を提出していただきます。）

■所得の種類表

	所得種類	証明書類
給与	給料・アルバイト	令和3年分給与と所得の源泉徴収票（写） ※前年1月2日以降に転職・就職した者は、以下の特記事項参照
	前年1月2日以降に転職・就職をした場合 ※中途就・退職記載のある源泉徴収票	給与支給（予定）証明書（様式2）又は、 ・直近3ヵ月程度（直近3ヵ月以内に転職・就職した場合は存する月分）の給与明細書のコピー及び年間収入を計算したもの（様式自由。原則、1ヵ月平均月収（交通費などの実費除く）の16ヵ月分。 ただし、パート等で賞与がない、賞与が一定金額（又は3ヵ月未満）等の場合は、その旨記載し、実質に見合うものを記載すること。） 〔記載例：〇円／月×12ヵ月＝〇円／年、賞与無し等〕
	年金	年金受給額が分かるもの ※前年の源泉徴収票（写）、最新の年金改定通知書等
	失業給付金	雇用保険受給者証（第1～4面まで）又は、雇用保険受給証明書（日額、日数等記載）
	傷病手当金	支払決定通知等の支給額が分かるもの
	児童扶養手当	児童扶養手当証書等支給額が分かるもの
給与以外	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・ 配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）で受付印のあるもの。 （E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウト）
	起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式3）
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護扶助費	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額記載）
	養育費	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
無収入		無職・無収入にかかる申立書（様式1）

【特記事項】

※2022/01/01以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式2）又は、雇用契約書等年収が明記されている証明書を提出してください。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「（非）課税証明書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」（控）のコピーを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）

【中途就・退職記載のある源泉徴収票】

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 者 を 受 け る 者	住所又は居所	氏 名	(受給者番号)											
			(フリガナ)											
			(役職名)		京大 父									
種	別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額									
		8,309,654	6,278,688	3,072,448	320,600									
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (体障害者)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額							
有 無	控 除 有 無	特 定 人 内	老 人 内	そ の 他 人 内	特 別 扶 養 人 内	有 無	有 無	有 無						
(納税) 住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額		介護医療保険料等の金額		国民年金保険料等の金額		国民年金保険料等の金額							
居住開始年月日	配偶者の合計所得 新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額		各個人年金保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額		各個人年金保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額		各個人年金保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額							
外に居住する者	未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 種 保 険 受 取 人	生 活 保 険 受 取 人	専 業 従 業 者	専 業 従 業 者	専 業 従 業 者	専 業 従 業 者	専 業 従 業 者			
支 払 者	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は名称		中 途 就 ・ 退 職		就 職 退 職		年 月 日		明 年 月 日				
(電話)														

父の「給与」欄に「830」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

FA 0122

所得課長 令和 3 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

住所 及事務上の居住地	個人番号
フリガナ	
氏名	京大母

本人のマイナンバー

受付印

番号を隠してコピーすること!!

収入金額等	税金の計
不動産①	配当・控除②
利子②	(非課税) 雑所得(非課税)
配当③	税金控除③
給与④	政治資金調停金特別控除④
公的年金等⑤	非課税所得(雑所得)
その他⑥	源泉徴収調整額⑤
短期⑦	災害減免額⑥
長期⑧	再源泉徴収調整額⑦
一時⑨	復興特別所得税額⑧
事業⑩	所得総額の増減率所得割額⑨
業⑪	外国税額控除⑩
業⑫	

マイナンバー: 1752280

所得割額: 1484318

△120000

確定申告書〈第一表・第二表〉(控)
【受付印のあるもの】。

④受付印のない場合
・E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトしてください。

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入
※マイナスの場合は「0（ぜろ）」
（相殺しない）

17 配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

17 16歳未満の扶養親族のマイナンバー

**個人番号はすべて番号を隠して
コピーすること！！**

【（家族の中に障害がある人がいる場合のみ）該当者の身体障害者手帳等の写し※】

※手帳等は、顔写真・本籍等の部分を覆ってコピーしたものを提出してください。（氏名、生年月日が分かる部分の写し）

障害のある人	証明書類（提出は写し）
身体障害のある人又はこれに準ずる人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 （要介護2以上）	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証（いずれも要介護状態区分が記載されていること。） ※申請中の場合は、診断書（6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの）
精神上の障害のある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等の写し
知的障害のある人と判定される人	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障害のある人	被爆者手帳、又は診断書（いずれも障害の程度が記載されていること。）

・留学生で家族に障害等のある人がいる場合は、出身国において該当する証明書類の写しの日本語訳（日本語訳が用意できない場合は、英訳）を添付して提出してください。

学 生 番 号	学 生 氏 名

年 月 日

無職・無収入にかかる申立書

私は 年 月より無職・無収入であることを申し立てます。

(注意) 家計支持者(原則父母)が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。また、以下に該当する方も提出の必要はありません。

- ・心身障害のため経済力のない方でそのことが手帳等で確認できる方

(申請学生との続柄：)

申立人氏名 印

(自署・押印。スタンプ印不可)

《 事情 》

無職である事情、現在の生活状況等詳しく書き、祖父母等からの援助金・養育費がある場合はその証明(様式自由・援助者作成)も提出してください。

☆雇用保険(失業給付金)を受給中の場合は、雇用保険受給資格者証(写)を提出してください(その場合は、本様式は提出不要です)。

学 生 番 号	学 生 氏 名

給与支給（予定）証明書

●給与支給責任者の方へ、記入上のお願い

- ・以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。
- ・示している期間を通常勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名									
②就職年月日（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）									
年 月 日									
③職 種（□にチェック）									
☐ 正社員 ☐ パート ☐ アルバイト ☐ その他（ ）									
④基準日（2022年4月1日）より一年間の支払額合計(予定)									
※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与=支払額年間合計〕									
※支払額年間合計には、 <u>通勤手当を含めない</u> でください。									
※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。									
支払額年間合計（予定） _____ 円									
〈参考〉 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>平均月額</td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td></tr> </table> × <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>労働月数</td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td></tr> </table> + <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>賞与</td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td></tr> </table> = 一致すること ↑↓ <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>支払額年間合計(予定)</td></tr> <tr><td style="height: 40px;"></td></tr> </table> 12ヶ月未満の場合は⑤備考に理由を記入してください		平均月額		労働月数		賞与		支払額年間合計(予定)	
平均月額									
労働月数									
賞与									
支払額年間合計(予定)									
⑤備考 ※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。									

⑥上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

問い合わせ先電話番号

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

収支内訳（見込）申告書

〔様式3〕

（昨年1月2日以降に開業・起業等した場合）

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
____年__月__日 ～ ____年__月__日まで 労働月数（ ）ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計（①+②+③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④－⑤）		⑥	千円
経 費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 （ ）	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円
所得金額（⑥－⑦）		千円	

上記のとおり申告します。

年 月 日

（証明者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

以下、奨学金申請者記入欄

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

（ 上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ） × 12 = _____ 千円

学生番号

氏名

★課税（所得）証明書

- ・令和3年度（内容は令和2年分）の証明書を提出してください。
- ・所得の内訳、課税額、控除が掲載されている証明書を提出してください。（省略不可）

☆市・府民税課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

市・府民税課税証明書									
納税義務者		住所氏名							
記									
年度 令和3年度 (令和2年分所得)	合計所得金額 総所得金額等	0円	税額						
	収入金額	0円	市民税	所得割額	均等割額	年税額			
	給与	0円	府民税	0円	0円	0円			
	公的年金等	0円		0円	0円	0円			
所得の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額					
総所得 (内給与)	0円	特別障害者 その他障害者	0円	総所得 0千円					
土地等事業雑	0円	同配(老人)	0円	土地等事業雑 0千円					
分離短期譲渡	0円	同居老親等	0人	分離短期譲渡 0千円					
分離長期譲渡	0円	老人扶養	0人	分離長期譲渡 0千円					
株式等の譲渡	0円	特定扶養	0人	株式等の譲渡 0千円					
上場株配当等	0円	16歳未満	0人	上場株配当等 0千円					
先物取引所得	0円	その他扶養	0人	先物取引所得 0千円					
山林	0円	同居特別障害	0人	山林 0千円					
退職	0円	特別障害	0人	退職 0千円					
		その他障害	0人	基礎 430,000円					
※給与所得は所得金額調整控除後の額です。			本人、扶養該当欄の★印は該当する事を示します。			税額控除額			
						調整 0円			
						配当 0円			
						寄附金 0円			
						住宅借特別 0円			
						外国 0円			
						配当株譲渡割 0円			
(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額及び市民税税額控除額									
市民税					税額控除額(市民税)				
所得割額 0円					調整 0円				
					寄附金 0円				
					住宅借特別 0円				
					その他 0円				

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日

京都市長

☆納税証明書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

納税証明書					
(その1・納税額等証明用)					
住所(所在地) 京都市左区山科西町3丁目1-1					
氏名(氏名) 山科西町 株式会社					
代表者 代表取締役 山科 太郎					
税目 消費税率別消費税率					
年度及び区分	納付すべき税額	納付済額	未納税額	法定納税額等	
(国)平成14年4月1日 (市)平成15年4月1日	円	円	円	円	
主税	11,000,000	11,000,000	0	11,000,000	
附加税	0	0	0	0	
合計	11,000,000	11,000,000	0	11,000,000	
(備考)					
○ 證明書発行日現在の納付すべき税額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税額更正を行う場合は、国税庁「税額更正」の調査による更正等により変動が生じる場合があります。					

京都市長

☆給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	5,436,629	主たる給与	所得区分	課税標準	総所得金額①	1A	3,908,800	
所得	給与所得	3,908,800	以外の合算	所得区分	課税標準	所得金額②	1B	1,737,193	
所得	その他の所得計	0							
所得	社会保険料	5,436,63	配偶者特別	0					
所得	小規模企業共済	0	扶養	3,300,00					
所得	生命保険料	70,000	基礎	4,300,00					
所得	地震保険料	220,000	雑損	0					
所得	障害・ひ・勤	0	医療費	115,300					
所得	配偶者	3,300,00	所得控除合計②	B	1,737,193				
(摘要)									
⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。									
市	市民税	所得割額④	173,680						
市	府民税	所得割額⑤	88,979						
市	府民税	所得割額⑥	8,470.0						
市	府民税	均等割額⑦	3,500						
市	府民税	所得割額⑧	4,342.0						
市	府民税	所得割額⑨	2,224.5						
市	府民税	所得割額⑩	2,110.0						
市	府民税	均等割額⑪	1,800						
市	府民税	特別徴収税額⑫	111,100						
市	府民税	控除不足額⑬	0						
市	府民税	既充当額⑭	0						
市	府民税	既納付額⑮	0						
市	府民税	返納付額⑯-前⑮-⑮	111,100						
市	府民税	変更前税額⑰	0						
市	府民税	増減額(⑮-⑰)	0						
市	府民税	変更月	一月						
住所が相違する場合、下段に記載の市税事務所に確認願います									

☆市・府民税所得証明書(所得金額の証明) (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

市・府民税所得証明書

見本

納税義務者	住所氏名		
記			
年度 令和3年度 (令和2年全所得)	合計所得金額	0円	所得の金額の内訳 総所得 (内給与所得 土地等の事業・雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職
	総所得金額等	0円	
	収入金額		
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
その他の事項			

上記のとおり証明します。
 令和 年 月 日
 京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税額証明】(課税額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

市・府民税課税証明書

見本

納税義務者	住所氏名								
記									
年度	市民税所得割額	0円	市民税均等割額	0円	年税額				
	府民税所得割額	0円	府民税均等割額	0円	0円				
令和3年度									
その他の事項				(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額 <table> <tr> <td></td> <td>市民税</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>0円</td> </tr> </table>			市民税	所得割額	0円
	市民税								
所得割額	0円								

上記のとおり証明します。
 令和 年 月 日
 京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税標準証明】(課税額と課税標準額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

市・府民税課税証明書

見本

納税義務者	住所氏名		
記			
年度 令和3年度	年税額 0円	課税標準額 総所得 土地等の事業・雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円
その他の事項			

上記のとおり証明します。
 令和 年 月 日
 京都市長

★年金の証明書類について

- ・最新（令和3年6月以降発行分）の証明書を提出してください。
- ・個人年金等も書類の提出が必要です。

☆年金振込通知書・改定通知書

**料金後納
自便**

明 展

国民年金・厚生年金保険 年金請求申請書

（申請者用）

氏名 性別

〒 市町村 番地 丁目 番 号

電話番号

申請理由

申請内容

申請期間

申請金額

申請書に添付する書類

大切なお知らせ

※国民年金の保険料は、毎月10日までに納付してください。

※国民年金の保険料は、毎月10日までに納付してください。

※国民年金の保険料は、毎月10日までに納付してください。

国民年金の保険料は、毎月10日までに納付してください。

国民年金の保険料は、毎月10日までに納付してください。

国民年金の保険料は、毎月10日までに納付してください。

[illegible][illegible]

☆年金支払通知書

年 金 支 払 通 知 書

この
お知らせ
について

○数年に年金が繰上されたことにより、年 月と 年 月の各月別の年金払込額・支払額をお知らせするものです。

○お支払いする額が変更となった場合は、改めてお知らせします。

年金証書の通帳年金番号・年金コード

年 金 の 種 類

通 込 先・支 払 先

銀行・会庫・信用
支店

年 月別の支払額
(1～4月分)

年 2月分 年 4月分
各支払月別の支払額
(1～10月分)

※前年度(支払額内訳表)の2次増減の数字に対応しています。

【支払額の項目別内訳表】

項目	内 容	年 1 月の支払額	年 2 月からの 年 4 月の各支払月の支払額
1.	定 期 支 払 額	〇 円	〇 円
2.	通 込 分 の 支 払 額 (一括払)	〇 円	〇 円
3.	社会保険料類	〇 円	〇 円
	介護保険料類	〇 円	〇 円
	国民健康保険料 県/国	〇 円	〇 円
	後期高齢者医療保険料類	〇 円	〇 円
4.	支払調整額	〇 円	〇 円
	支払調整額 ア 年金払込調整する額	〇 円	〇 円
	イ 年金通込の支払額と調整する額の差	〇 円	〇 円

○賃税月の15日に定期的に支払います。15日が休日の場合は、直前の金曜日の営業日です。○年金は毎月です。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。

○過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、決定支払額とは異にお支払いする額です。○過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。○年度追加算金が含まれている場合は、1・2日が表示されています。

○保険料(税・国庫は、市町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。○おそれますが、年金が納付滞りする保険料(税・国庫)及び国民健康保険料に関するお問い合わせは、お住まいの市町村にお願います。

○今まで受け取られていた年金額を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払過剰な年金額、また、過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、これまでに支払過剰な年金額を記載しています。○年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払過剰な年金額は「支払調整額」にて、お返しいただくようお願いします。

○お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けてあらわしています。

厚生労働省
厚生支出官
厚生労働省年金局専任企画課

年 月 日

〒100-8305 東京都千代田区千代田 1-1-1
厚生労働省年金局専任企画課

☆年金額改定通知書・年金支払通知書

[illegible]

☆年金証書(令和3年6月以降発行分)

☆年金決定通知書・支給額変更通知書

国民年金・厚生年金保険年金證書

基礎年金番号 年 月 日

受給者の氏名

受給者の生年月日 年 月 日 受給権を喪失した年月 年 月 日

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証明する。

厚生労働省

印

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文

年金の種類 厚生年金 厚生年金保険法

年金の種別 内訳

支払開始年月	最も小さな年金額 (円)	加給年金額 (円)	補正した、補正した年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由					
支給停止期間 年 月 月 まで					

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
① 厚生年金保険の加入期間	月
② 厚生年金保険の脱退加算期間	月
③ 労務移転の脱退加算期間	月
④ 沖縄移転期間	月
⑤ 沖縄移転期間	月
⑥ 離職等事由により加算された期間	月
⑦ 合計加算期間	月

5. 平均標準報酬額等の内訳

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
① 平成13年3月までの期間	月	円
② 平成13年4月以降の期間	月	円
③ 平成13年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④ 平成13年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤ 昭和41年3月までの内訳又は記載された期間	月	円
⑥ 昭和41年4月以降平成13年3月までの内訳又は記載された期間	月	円
⑦ 昭和41年3月までの内訳であった厚生年金基金期間	月	円
⑧ 昭和41年4月以降平成13年3月までの内訳であった厚生年金基金期間	月	円

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文

基礎年金番号 国民年金法 第 条の

年金の内訳

元号 年 月	最も小さな年金額 (円)	加給額 (円)	補正した、補正した年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由					
支給停止期間 年 月 月 まで 加算標準月数 人					

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間	納付 月 4分の1免除 月 ()	免除 月 ()	第2号被保険者		第3号被保険者	
			国民年金・厚生年金加入期間	国民年金・厚生年金加入期間	国民年金・厚生年金加入期間	国民年金・厚生年金加入期間
納付済期間 (月)	月 ()	月 ()	厚生年金保険 月	月	月	月
免除期間 (月)	月 ()	月 ()	共済期間 月	月	月	月
合計 月	月 ()	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免給期間 (1) の月数は平成23年3月31現在の月数です。

III 障害基礎年金の障害状況

障害の種類	種 号
1級障害者	1
2級障害者	2
3級障害者	3

※ 障害者の種別は、裏面をご覧ください。

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので通知します。

厚生労働大臣

印

[illegible]

☆公的年金の源泉徴収票(提出不可)

年度途中での支給開始や停止、金額の変更があってもわからないため

令和 3 年分 公的年金等の源泉徴収票															
支払を受ける者		住所又は居所													
		(フリガナ)		生年月日					年金の種別						
		氏名													
区 分		支 払 金 額					源 泉 徴 収 額								
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円					円								
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円					円								
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円					円								
所得税法第203条の3第7号適用分		円					円								
本 人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	特別	その他	特別	その他	
						人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
源泉控除対象配偶者		(フリガナ)		氏名		区 分		(摘要)							
控除対象扶養親族		(フリガナ)		氏名		区 分									
		(フリガナ)		氏名		区 分									
		(フリガナ)		氏名		区 分									
		(フリガナ)		氏名		区 分									
		(フリガナ)		氏名		区 分									
		(フリガナ)		氏名		区 分									
		(フリガナ)		氏名		区 分									

支払者 法人番号 6000012070001
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

印
10mm